

加須市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(令和6年1月26日こども局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市内民間保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用に対し補助金を交付することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。

(2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程をいう。

(3) 対象施設 都道府県及び市町村以外の者が市内に設置し、及び運営する次のいずれかに掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がなされたものを除く。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による市長の確認を受けたもの

イ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園であって、法第27条第1項の規定による市長の確認を受けたもの

(4) 奨学金 対象者が就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 日本学生支援機構奨学金

イ あしなが育英会奨学金

ウ 交通遺児育英会奨学金

エ その他これらに類する資金として、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する保育士とする。

(1) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

(2) 令和5年4月1日以降に対象施設において次に掲げる常勤の保育士として雇用された者

ア 対象施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者

イ ア以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの

(3) 過去に保育士としての勤務実績がない者(ただし、複数の対象施設に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がない者とみなす。)

(4) 類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助対象期間)

第6条 この補助金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、第3条各号に掲げる要件を満たした日の属する月（当該日が初日でない場合は翌月）を始期月とし、当該月から5年間とする。ただし、同条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該要件を満たさなくなった日が属する月（当該日が月の末日でない場合は前月）を終期月とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 保育士証の写し
- （2） 雇用証明書
- （3） 奨学金機関が発行する奨学金の返済額及び返済計画等が確認できる書類（対象期間の始期月に発行されたものに限る。）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものであると認めたときは保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことと決定したときは保育士奨学金返済支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した内容に変更（軽微な変更を除く。）があったときは、保育士奨学金返済支援事業補助金変更申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の変更の申請があったときは、これを審査し、保育士奨学金返済支援事業補助金変更決定通知書（様式第5号）によ

り交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付)

第10条 交付決定者は、市長が定める日までに、保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書
- (2) 奨学金機関が発行する奨学金の返済等に関する事実が確認できる書類
- (3) 振込先口座情報が分かる通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、保育士奨学金返済支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該交付決定者に対し、交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

基準額	対象経費
保育士1人当たり15,000円に対象期間の月数を乗じて得た額（年額180,000円を上限とする。）	対象者が奨学金の返済に要する費用（元金及び利息に限る。）